兵庫県公報

令和7年2月28日 金曜日 第2号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告	示	ページ
. ,	に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(水産	
漁港課)		1

告示

兵庫県告示第124号の2

漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 第16条第5項に基づき、くろまぐろ (小型魚) に関する令和6管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 都道府県別漁獲可能量 14.2トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	5.8トン
兵庫県日本海定置漁業	8.3トン
兵庫県その他漁業	0.1トン